

市民意見募集(パブリックコメント)結果

「令和3年度和歌山市食品衛生監視指導計画(案)に対する市民意見募集について」に関するご意見を募集した結果、2件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	令和3年度和歌山市食品衛生監視指導計画(案)に対する市民意見募集について
受付期間	令和3年2月8日～令和3年3月9日
ご意見の件数	2名・2件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	収去検査の項目に放射性物質の検査を加えてください。	放射性物質の検査については、福島原発事故後の平成24年度から令和元年度まで実施していました。米、野菜、果実、魚介類、食肉、牛乳、乳幼児用食品など、延べ262検体実施してきましたが、一度も検出されませんでした。 一方、細菌検査等で「陽性」や「基準違反」になる場合がみられ、限られた予算の中で、よりリスクの高いものを優先して検査するため、放射性物質は検査対象としておりません。

2	<p>食品表示の監視指導対象に関し、「遺伝子組み換え」が表示されているように「ゲノム編集」も表示させ、行政が監視指導していくことを提案します。</p> <p>理由等は以下に述べます。</p> <p>ゲノム編集食品について政府は「環境省・農林水産省と厚生労働省は、外部から遺伝子を導入しないゲノム編集は遺伝子組み換えとみなさず、カルタヘナ法（生物多様性）や食品衛生法（食品安全性）の対象としないという方針を示し、また消費者庁はゲノム編集食品の表示を義務付けないこととした（ただし外来遺伝子が残存する場合は遺伝子組み換えと同じ対応が必要）」としています。</p> <p>ゲノム編集食品はまだまだ新しい技術で長い目で見た人体への影響は何も分かっていません。グレーのものは安全としない EU の考え方に私は賛同します。最後に食べる食べないを選ぶのは個人です。</p> <p>政府はゲノム編集食品の開発者に情報の提供（届出）を求めています。義務ではなく、表示についても義務ではありません。表示がないと消費者は選ぶことができません。</p> <p>また、国は安全としている一方で、国民の十分な理解が得られず消費者の疑念と不安を招いているとの指摘もあります。</p> <p>食べた後の影響は未知数だからこそ、家族に食べさせるものの中身を知りたいし、子どもが口に入るかもしれないと考えると表示しないことに納得できません。</p> <p>消費者が納得して買い物ができる和歌山になることを願っています。</p>	<p>監視指導計画における「食品の衛生表示」は市内で流通している食品に適切な表示がされているかを確認する目的で設けているもので、新たな表示義務を求めるものではありません。</p> <p>なお、「ゲノム編集技術応用食品でない」旨の表示を行う事は禁止されていないため、監視時において、その旨の表示が確認された場合には、その表示に責任を持つものに対し、その取引記録や合理的な根拠資料を求めることは可能です。</p> <p>また、「ゲノム編集技術応用食品」のような表示は一自治体で規制するよりも、全国的に一律に規定される方が消費者及び営業者に対し有効と考えています。</p>
---	---	---